

入札告示

札幌市告示第 847 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）の規定に基づいて告示します。

令和7年2月27日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒004-8612 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3-2

札幌市厚別区市民部総務企画課庶務係

電話 011-895-2419 FAX 011-895-5930

メールアドレス atsu.shomu@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

厚別区役所複写サービス

(2) 役務の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)までとする。

(4) 履行場所

札幌市厚別区役所（厚別区厚別中央1条5丁目3-2）内

(5) 入札方法

1枚あたりの単価で行う。入札金額は銭の単位（1円未満2桁）まで記載してもよいこととする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、取扱業種が大分類「一般サービス業」、中分類「速記・筆耕・複写業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等を有すること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、問い合わせ先及び入札書の提出場所
上記1に同じ
入札説明書については、下記URLのホームページからもダウンロードできる。
<https://www.city.sapporo.jp/atsubetsu/sonota/keiyaku/r7-fukusha.html>
- (2) 入札書の受領期限
令和7年3月10日(月)12時00分まで(送付の場合は必着のこと。)
- (3) 開札の日時及び場所
令和7年3月11日(火)14時00分
札幌市厚別区役所2階会議室B(札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3-2)
- (4) 入札書の提出方法
入札説明書による。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額(単価)に年間複写予定枚数の合計を乗じた額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

- (3) 入札者に要求される事項

入札参加者は、入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し出ることはいない。

- (4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

- (7) 詳細は入札説明書による。